

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること
--------------	---------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	IV	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	5	総合的な母子家庭等の自立を図ること
施策目標	5-1	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること
※重点評価課題(母子家庭の母等の自立のための総合的な支援の充実・強化)		
個別目標 1	母子家庭の母等の就業等の支援を図ること	
(主な事務事業) ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等技能訓練促進費事業		
個別目標 2	母子家庭等の経済的な安定を図るための制度の適正な運営を図ること	
(主な事務事業) ・児童扶養手当制度の運営		
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援策などの総合的な母子家庭等対策を推進する。		
2 根拠法令等 ○母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) ○児童福祉法(昭和22年法律第164号) ○児童扶養手当法(昭和36年法律第238号) ○母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法(平成15年法律第126号) ○「少子化社会対策大綱」(平成16年6月4日閣議決定)		
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課母子家庭等自立支援室	
関係部局・課室	-	

2. 現状分析

母子家庭の母の83%は就業しているものの、そのうち常用雇用は39.2%にとどまっており(平成15年度全国母子世帯等調査)、5年前の同調査結果(就業率84.9%、そのうち常用雇用は50.7%)と比較しても、その数値はいずれも下がり、母子家庭の母等の雇用情勢は厳しいものとなっている。母子世帯の平均年収は212万円(平成15年全国母子世帯等調査)と一般世帯の平均年収と比較して低い水準にとどまっており、母子家庭等に対する就業・自立を支援する必要がある。こうした中、平成14年に、母子家庭等の自立促進、生活の安定を図るため、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正を行い、生活支援、就業支援、養育費の確保策、経済的支援策などの総合的な母子家庭等対策を推進することとなり、さらに、平成15年には「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が制定され、母子家庭の母の就業等を支援の充実を図ることが法律上規定された。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数 (単位:自治体数) (全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度)	—	58	80	83	94
2	自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 (単位:自治体数) (全都道府県・市等/平成21年度)	—	158	327	439	620
3	高等技能訓練促進費事業による資格取得者数(単位:人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度)	—	253	574	709	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。平成14年度の数値は、平成15年度から事業を実施しているため記載できない。 ・指標3の平成18年度の数値は、平成19年度中に確定する予定である。						
施策目標の評価 母子家庭等就業・自立支援センターの設置自治体数、自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体数、高等技能訓練促進費事業による資格取得者数については、母子家庭の母等が就業相談、情報提供の提供を受けるとともに、職業訓練により就労に必要な技能の修得できることから母子家庭の母の就業支援のために有効であると評価できる。いずれもの指標についても平成15年度の事業開始から着実に実績を伸ばしており、目標達成に向けた進展があったものと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)						

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 母子家庭の母等の就業等の支援を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	高等技能訓練促進費事業による資格取得者数(単位:人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。	-	253	574	709	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。平成14年度の数值は、平成15年度から事業を実施しているため記載できない。 ・平成18年度の数值は、平成19年度中に確定する予定である。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数 (単位:自治体数) (全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	-	58	80	83	94
2	自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 (単位:自治体数) (全都道府県・市等/平成21年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。	-	158	327	439	620
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。平成14年度の数值は、平成15年度から事業を実施しているため記載できない。						
参考指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業者数 (単位:人)		1,262	3,251	4,372	集計中
2	高等技能訓練促進費事業における就業者数(単位:人)		128	379	607	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・参考指標1及び2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。平成14年度の数值は、平成15年度から事業を実施しているため記載できない。 ・平成18年度の数值は、平成19年度中に確定する予定である。						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談などを行っている。実施主体数や就業者数が着実に伸びていることを踏まえると、母子家庭の母等の就業支援等にとっては、有効な手段であると評価できる。						
2 自立支援教育訓練給付金事業 地方自治体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、教育訓練のための受講料の一部を支給するものである。地方自治体における実施率が伸び、訓練を受講することができる母子家庭の母が増えたことを踏まえると、母子家庭の母等の就業支援にとっては、有効な手段であると評価できる。						
3 高等技能訓練促進費事業 経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就(育児)業と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、支給するものである。高等技能訓練受講者の資格取得者数や就業者数の増加を踏まえると、母子家庭の母等の就業支援にとっては、有効な手段であると評価できる。						

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	母子家庭等就業・自立支援センター事業
平成18年度 予 算 額	1,884百万円(補助割合:[国 1/2][都道府県、指定都市、中核市 1/2]) ※母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金)の内数 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要:	母子家庭の母等に対して、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービス等を実施し、母子家庭の母等の就労を促進する。
事務事業名	自立支援教育訓練給付金事業
平成18年度 予 算 額	1,884百万円(補助割合:[国3/4][都道府県・市・福祉事務所設置町村 1/4]) ※母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金)の内数 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要:	地方自治体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
事務事業名	高等技能訓練促進費事業
平成18年度 予 算 額	1,884百万円(補助割合:[国3/4][都道府県・市・福祉事務所設置町村 1/4]) ※母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金)の内数 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要:	看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業(育児)と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

個別目標2 母子家庭等の経済的な安定を図るための制度の適正な運営を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	児童扶養手当受給者数 (単位:人)(一)	822,958	871,161	911,470	936,579	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、大臣官房統計情報部社会統計課の「厚生労働省福祉行政報告例」による。 ・平成18年度の数值は、平成19年9月に確定値等を公表予定である。 						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
児童扶養手当の支給により、母子世帯等への経済的支援が行われており、母子家庭等の生活の経済的な安定及び自立促進を図る上で有効である。また、当該手当については、市町村が窓口となって児童扶養手当の認定請求書等の受付など、市町村が持つ情報をもとに、支給要件の適否や所得についての確認を行うなど、効率的に行っている。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 児童扶養手当制度の運営						
平成18年度 予 算 額	154,593百万円(補助割合:児童扶養手当給付費負担金[国1/3][都道府県・市・福祉事務所設置町村2/3]、児童扶養手当給付費[国10/10]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要:						
児童扶養手当は、離婚等による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。						
なお、平成14年の児童扶養手当法の改正においては、児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んで自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない規定を設けるなど、児童扶養手当制度を、離婚等による生活の激変を一定期間緩和し、その期間に集中的に支援を行い、母子家庭の自立を図る観点から見直しを行ったところである。						
<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護し、養育している母又は養育者。 ・手当額(月額): <ul style="list-style-type: none"> 児童1人の場合 全部支給41,720円 一部支給41,710円から9,850円まで 児童2人以上の加算 <ul style="list-style-type: none"> 2人目5,000円 3人目以降1人につき3,000円 ・支給制限:所得が一定額以上の場合には、手当の全部又は一部が支給されない。 						

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況におかれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます。」（第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
あり（児童扶養手当の不適正な支給があった）。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること